

2022 年 9 月 15 日

ご加入者 様

農林水産省職員生活協同組合
事業部

農林水産省職員生活協同組合「メディカル・セレクト」（無配当医療保障保険（団体型））
新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社では福利厚生制度として、従業員が任意で加入できる医療保険「メディカル・セレクト」を導入しています。「メディカル・セレクト」の制度内容につきましては、パンフレットにてご確認ください。

当制度は、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医療機関等への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けられた場合（以下「みなし入院」といいます）も、入院給付金等のお支払い対象としてお取り扱いしています。

今般、政府より、感染症法に基づく発生届の範囲について、全国一律で重症化リスクの高い方々に限定することが発表されたことを受け、改めて「みなし入院」に係る入院給付金等の取り扱いを検討した結果、9 月 26 日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象について、以下のとおり見直しとなる旨、引受保険会社（大樹生命保険株式会社）より連絡がありましたので通知いたします。

当制度にご加入の従業員の方につきましては、内容をご確認いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

<2022 年 9 月 26 日以降の入院給付金等のお支払い対象>

9 月 26 日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠中の方

※9 月 25 日（日）以前に診断された方については、従来通りのお取り扱いをいたします。

<参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲（9 月 26 日（月）以降）

ケース		9 月 25 日まで	9 月 26 日以降
入院された場合（約款における取扱）		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養 された場合 （みなし入院）	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

※新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された日（陽性判明日）を基準日と致します。

※9月26日（月）以降、「重症化リスクの高い方」のご請求については、新型コロナウイルス感染症と

診断され療養されたことを証明する書類に加え、それぞれの属性に応じて必要となる書類があります。

<今般の見直しの理由>

○「みなし入院」は「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情等により、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合に『入院』とみなす」という考え方です。

○新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象外となる方については、「常に医師の管理下において治療に専念」していると判断できず、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要」な状態と判断できないため、見直しを実施します。

なお、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、9月2日（金）から、給付金の請求時には保健所等が発行する「療養証明書」に代えて、「MyHER-SYS」の「療養証明書」画面のスクリーンショットのご提出による取扱いをお願いしております。なお、今後法令の改正等がなされた場合には、上記取扱いを変更する可能性があります。

<制度ご加入の皆さまへ>

○2022年9月25日（日）以前に医療機関から新型コロナウイルス感染症の陽性と診断され、医師または保健所の指示で自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けた場合は、「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象となりますので、事業部までご連絡ください。

○なお、病気やケガによる入院、所定の手術を受けた時、その他ご加入している保障内容の支払い事由（※1）に該当した場合は、それぞれの給付金の支払いとなることに変更はありません。

（※1）給付金のお支払い内容の詳細は、パンフレット P.7 をご確認ください。

以上